

## 検討部会・意見公募等における主な意見とその対応案

---

(用語の定義)

- ・50年告示：昭和50年消防庁告示第14号(消防用設備等ごとの点検票の様式等を定めたもの)
- ・16年告示：平成16年消防庁告示第9号(消防用設備等点検結果報告書の様式等を定めたもの)

# 検討部会・主要消防本部における主な意見とその対応案

- 消防用設備等点検結果報告書の関係様式の見直しについては、第6回の本検討部会におけるご意見を踏まえた改正案を作成し、第7回の本検討部会（書面開催）や主要消防本部への意見照会を行った。
- その際のご意見とその対応案については下表のとおり。

No.	意見の概要	対応案
1	16年告示別記様式第1の届出者の氏名欄に「(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)」を追加することについて、消防法第17条第1項では消防用設備等の点検結果は防火対象物の関係者が報告することとなっており、法人の代表者以外でも届出することが考えられるため、現行のとおりにすべき。	届出者の氏名欄に「(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)」は記載せず、現行のとおりとする。
2	16年告示別記様式第1の「有資格者点検」欄については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者が行うべき防火対象物の範囲が市町村によって異なることから、記載について迷うおそれがあること</li> <li>・用途・面積等を確認することにより、点検資格の要不要が判断できることから不要ではないか。</li> </ul>	「有資格者点検」欄は削除し、現行のとおりとする。
3	16年告示別記様式第1「消防用設備等(特殊消防用設備等)種類等」欄については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目が多く、字が細かいため、チェック式の利便性が感じられないこと</li> <li>・条例で義務付けられている設備(厨房設備の自動消火装置等)や令第32条の消防用設備等の特例を適用する要件として設置した設備など消防用設備等以外のものも当該報告時に併せて行っている実態があることから自由に記述できるような様式の方が良いのではないか。</li> </ul>	「消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類等」欄は現行のとおりとし、欄の枠を広げることで対応する。

# 意見公募における主な意見とその対応案

- 第7回の検討部会(書面会議)の結果を踏まえ、平成31年1月22日から同年2月20日までの間、意見公募を行った。
- 意見公募における主な意見とその対応案については下表のとおり。なお、意見公募等を踏まえ告示内容を数箇所修正する予定であるが、告示本来の趣旨・内容からするといずれも軽微な変更である。

No.	意見の概要	対応案
4	点検結果報告書への「有資格者点検／要・不要」欄の新設は、無資格者による点検を強調することとなり、資格がなくてよいから自由に点検を実施しても良いとする誤解等が生じ、適正な点検の実施に大きな影響を及ぼす可能性や有資格者による点検の形骸化を促進させる懸念がある。	有資格者点検の要否については防火対象物の用途や床面積から判断できること等を踏まえ、削除し、現行の通りとする。
5	16年告示別記様式第1の「消防用設備等(特殊消防設備等)の種類等」欄については、現在考えられる設備がすべて列挙された様式となっているが、今後も令第29条の4の安全性能を有する消防用設備の増加が考えられることや市町村等の運用等で条例が定められている設備等について報告することもあるため、従来どおり空白が望ましいと考える。	「消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類等」欄は現行のとおりとし、欄の枠を広げることで対応する。
6	16年告示別記様式第3に「電気工事士等」欄を設けてほしい。	16号告示別記様式3に備考欄を追加する。
7	16年告示の別記様式第3について、取得後5年後に再講習を受講すると改めて免状が与えられ、再講習の受講年月日と交付年月日は同じ日付となるため、再講習受講状況は削除した方が良い。	「再講習受講年月」を、免状に記載がある「有効期限」に名称変更する。

# 意見公募における主な意見とその対応案

No.	意見の概要	対応案
8	50年告示の各点検票の点検者欄の資格情報については、16年告示の別記様式第3の点検者一覧表に記載するため不要にして良いと考える。	点検者の資格・番号等については重複しているため、削除する。
9	即日施行されるとパニックになると考えられるため、3ヶ月～6ヶ月の猶予期間の設定が必要。	改正前の様式についても施行後一定期間(6ヶ月程度)は使用できるように経過措置を設ける。
10	<p>防火対象物の関係者以外の押印の省略については賛成であるが、点検の義務者以外の者について、本人確認の必要がないのであれば記名そのものも無くしてもよいのではないか。</p> <p>点検者については、16年告示別記様式第1又は別記様式第3に記載する事により、各点検票への記名を無くしてはどうか。</p> <p>また、防火管理者についても、現在、点検票の添付の省略を行う場合に添付している16年告示の別記様式第2の点検結果総括表を利用して、点検票の省略を行わない場合においても総括表を添付することとし、各点検表への記名を無くしてはどうか。</p>	<p>防火管理者及び立会者が、消防用設備等の点検結果を確認していただくことは、消防法第8条に基づく防火管理者の義務やより適切かつ確実な点検の実施等の観点から重要であるため、引き続き記名欄を設ける。</p> <p>また、点検者についても、適切かつ確実な点検の実施等の観点から、誰が点検したのかを明確することは重要であると考えられるため、引き続き記名欄を設ける。</p> <p>なお、16年告示の別記様式第2を添付する場合は、既に点検票を省略できていることになっているため、別記様式第2の添付をもって各点検票の記名を削除する必要はないと考える。</p>

# 意見公募における主な意見とその対応案

No.	意見の概要	対応案
11	<p>印鑑の簡素化により、電子申請への環境整備・報告率の改善・報告負担の軽減等を重視するあまり、報告様式で重視すべき「責任を明示し責任履行を担保する機能」が減じられており、報告内容を点検する消防機関の事務処理の負担増につながり、結果として事業所や報告義務者の負担増になることを懸念する。</p> <p>また、届出者以外の押印者は必要最小限の者に限定することは望まれるが、本人確認を行う法的必要性はないものとして、「防火対象物の関係者以外の者(点検者、立会者及び防火管理者)」が明記され、これらについて押印は不要としていることについて、これらの者は、点検報告制度において本当に本人確認を行う必要性がない者なのか危惧される。</p>	<p>消防法第17条の3の3に基づき報告を行うことを義務付けられている者は、防火対象物の所有者、管理者又は占有者であり、消防長又は消防署長が報告書を受領する場合には、報告を行う防火対象物の関係者からの報告であることを押印により確認することが必要であると考えているが、点検者、立会者及び防火管理者については、同法に基づく報告が義務付けられている者ではないため、このように押印による本人確認は必要ないと考えている。</p> <p>なお、点検が実施されていることをより確実に確認することができるように、これらの者の記名欄は引き続き設ける予定であり、今回の改正によって、責任が明示されずに消防機関の事務処理が増加するなどの問題は発生しないと考える。</p>
12	<p>16年告示の様式として、自律的な改善を促すとともに、不良内容や措置内容を具体的に記入できるように、点検の結果に不良があった場合の改修(計画)表を追加してほしい。</p>	<p>50年告示の各点検票の様式において、不良内容と措置内容の記入欄があり、報告までに措置できない場合は、改修予定を記入するなどにより対応することが可能であることから、現案のとおりとする。なお、当該欄に記入しきれない場合は、任意の様式を添付し、報告することは差し支えない。</p>
13	<p>点検報告書における更なる押印の簡略化及び点検報告書の電子申請化を強く希望する。</p>	<p>今後、点検報告の電子化に向けた検討の際の参考とさせていただきます。</p>